

桜井木材市場の発展過程に関する研究

島川直也・北尾邦伸

Research on the development of the timber market in Sakurai City

Naoya SHIMAKAWA and Kuninobu KITAO

目次

| | | | |
|--------------------------|-----|---------------------|-----|
| 要旨 | 116 | 第5節 総預ヶ山の育林業の展開 | |
| 第1章 江戸時代における多武峯林業の 発展 | 117 | 第2章 戦前の桜井市場の発展 | 125 |
| 第1節 談山寺社の多武峯林野支配 | | 第1節 市場形成期 | |
| 第2節 山郷及び門前町の姿と林業 | | 第2節 市場展開期 | |
| 第3節 林地私有の展開 | | 第3章 戦後の桜井市場の発展 | 130 |
| 第4節 総預ヶ山における林地売買の展開 | | 第1節 組合の事業展開と製材工場の発展 | |
| | | Résumé | 135 |

要旨

奈良桜井木材市場は、流送路と無関係に陸上交通による木材集荷に依存して発展した市場という特色をもつ。このことは、特定の木材問屋資本による山方支配の関係を生ぜしめず、山方の直接生産者の順調な成長と、市場内における木材、製材資本の内生的継起的な自立展開を可能にした。この論稿は、かかる桜井市場の展開過程を背後地の林業の発展と関連せしめながら跡づけたものである。

- (1) 桜井の初期の原木供給源は多武峯であった。ここでは江戸中期から林地の実質的な私有が成立しており、その上に立って集約な育林業が展開した。これは元来山郷の農民によってなされたものだが、やがて貨幣経済の滲透に伴ない、平坦部とりわけ桜井の商人たち（主として日用品を取扱う雑多な業種）の手へ集中されてゆく。なおそのさいの取引対象は「小苗山」・「中木山」が多く、経営目的よりも財産としての取得であるといえる。
- (2) 明治に入り、桜井では初めて木材業者が出現する。そして明治中期以降、鉄道による販路拡大が可能になった結果、市場は急速に発展し、東吉野・宇陀が集荷圏内へ入ってくる。また産地や他地方から木材業者が桜井へ進出するケースもみられる。さらにかかる市場の横への拡がりを基盤として、明治末期からは製材業（賃挽）・廃材加工の各種木工業などがふえ、以後桜井は縦深的な構造をもつ市場としていっそう定着することになる。
- (3) 戦後はトラック輸送が飛躍的に発達し、戦前の集荷圏の自然地理的閉鎖性を打ち破った結果、桜井はより広域的な市場間原木獲得競争にまきこまれた。桜井木材協組による市売りと金融事業は、桜井への集荷の促進に大きな役割を果たし、その基盤に立って中小製材工場が叢立した。しかし組合の存在は逆に小規模製材の上昇を許さぬことにもなり、頭打ち状態である。一方昭和36年頃から、大手業者は外材に指向して一時活況を呈したが、やはり港湾製材に較べてコスト面の遜色を免れぬので、高効率大量生産と小口集約製材とのディレンマを脱し切れぬ状況にある。

の結果、朱印地であったにもかかわらず、明治維新にさいしてすべて民有地となった。この民有山林を基盤として、多武峯内外の山林所有者による自伐材の取引場として桜井市場が開花した。そのさい多武峯林業の技術的特質ゆえに桜井は、足場丸太、磨丸太といった特殊素材を主体とする市場として発展し、これらを専門とする業者を数多く存在せしめた。なお木材の生産流通に関係する業者は、多武峯山元の素木生産業者と、桜井市場の素材買いを行なう材木商人、賃挽中心の製材業者さらにその製材廃材を加工する業者という機能の分化が生じこれら複合の上に、市場は安定し発展した。このように多武峯林業が桜井市場の始動力となり、発展の物的基盤となり、その発展形態を規定したといっても過言ではない。そこで、このような特色ある多武峯林業がいかに成立したか、とりわけ、そこでの林地私有、林地売買はいかなる要因で、どのように発展したのか、そこでの育成林業はどのような内実のものであったかに視点をすえながら、江戸時代における多武峯林業の発展をみってみる。

第1節 談山寺社の多武峯林野支配

中世を通じ、多武峯全域はもちろん、平坦部の広瀬郡全域まで、その領有権は談山寺社に属していたが、豊臣秀長の命で郡山に遷座させられ、中世以来の権利は中絶した。さらに、帰山後も、文禄検地の結果、全く中世以来の権利にとどめを刺され旧多武峯郷中の村々は村高を負う新しい村として、地方、人籍共に近世大名領に編入された。^(注)唯、平坦部の広瀬郡のうち広瀬村、百済村、藤森村、赤部村の4ヶ村の3千石の地方、人籍と、多武峯の林野とが家康の朱印状によって、談山寺社の支配に戻った。もっとも林野については境界を明示したものはなく、従来の慣習でその四至を考え他領の百姓持地のまま、山林小物成を談山寺社へ寄付せられた形となった。このようなわけで、最初のうち境界がはっきりせず、近隣諸大名の林野押領が起り、談山寺社と諸大名はしばしば対立している。そこで寺社奉行は「尚々去去年以来、和州1ヶ国之御知行割之御座候に、いつも山林竹木は如先規相の急度申上候……」(談山文書)という書状を寺社に送り、談山寺社の林野支配の正しいことを述べ、多武峯山林を勝手に伐採することは朱印の旨に背むくものとして、以後嚴重に取締ることを伝えている。なお多武峯山林は大別して2種類となる。すなわち、元来山郷村々が利用していたのが朱印状により、談山への「御預ヶ」の形となって談山が村々に山年貢を課した「総預ヶ山」と、寺社に近い処で寺社の直作地である「近廻り山」とである。

第2節 山郷、及び門前町の姿と林業

(1) 山郷村々の姿と林業

(イ) 旧公事家族の実質的村落支配

多武峯においては、中世より寺社に夫役を勤める家を公事家と呼び、夫役は田畑一筆毎に公事銭として徴している。近世封建制社会になり、夫役も村の生活のうちに慣習として固定し、公事家という名称も消滅してしまった。しかし、旧公事家層は江戸初期においても、なお根強い力をもっている。たとえば荻田村(藤堂藩)の庄屋久右衛門は寛文5年(1665)においても3人の「一年切りの奉公人」と4人の「譜代」の下人をかかえ、それ以前においては、(慶長から元和の頃にわたる下人の解放)中世的隷属農民を伴う農奴主的経営を行っていた。また第1表に示す荻田村(水野領)の名寄帳によると、寛文元年(1660)当時は比較的均分化された本百姓6軒であるが、寛文6年(1666)には長三郎の跡はたえ、寛文11年(1671)の状況では5軒のうち2軒までが、1石未満の零細農となり、与六は屋敷を失っている。そして三郎右衛門は26,763石をもち、3屋敷を併わせている。このことは旧公事家層が江戸初期においても耕地を中心とした生産関係に根強い潜勢力をもっていたことを示す。そして農業生産の不振にもかかわらず、このような古い生産関係を残存せしめたのは、林業生産の未発展

(注) 諸大名の地方、人籍支配

- ・津藩……鹿路村、針道村、下居村、倉橋村、北音羽村、南音羽村、下村
- ・郡山藩……百ノ市村、高家村。旗本藩……北山村、横柿村。高取藩……冬野村

第1表 荻田村名寄帳 (List of inhabitants and their properties in Ogita Village)

| | 寛文元年 (1660) | | 寛文6年 (1666) | | 寛文11年 (1671) | |
|-------|--------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|----------------------|
| | 高 | 屋敷 | 高 | 屋敷 | 高 | 屋敷 |
| 三郎右衛門 | 8.765 | 3.20 3.22 | 20.095 | 同 | 26.763 | 3.22 3.20 2.03 |
| 与六 | 8.581 | 2.03 | 3.741 | 同 | 0.994 | |
| 才次郎 | 7.744 | 2.03 | 4.982 | | 0.776 | 同 |
| 長三郎 | 8.952 | 1.21 | | | | |
| 五兵衛 | 7.185 | 7.22 | 7.895 | 同 | 8.895 | 同 |
| 甚三郎 | 5.367 ^石 | 1.21 | 10.067 | 1.21 1.21 | 9.88 | 1.21 1.21 |

(続 桜井町史)

の結果によると思われる。

(ロ) 土地所有と階層

山郷における土地所有状況とその階層構成を鹿路村を例にあげてみる。文禄4年鹿路村の検地帳によると、高請百姓は44人で1石以下層が半数以上の26人である。この1石以下層は文禄4年の談山文書による「役人」すなわち公事家でない、旧非公事

家族である。しかし、この文禄期の1石以下層は、享保期にかけて消滅、或いは上農層へ包摂され、文化年間になると全くみられなくなる。その反面、10石以上の上農層が増えてくる。しかし上農層といえども、せいぜい10~20石の高持ちで、大地主の存在は稀薄であり、近世末期のような、大地主の形成と中下層農の没落による貧農化、無高化という階層分化の現象はみられない。このような階層分化の不徹底さは大地主が成立する自然条件、すなわち肥沃で広大な耕地が存在してなかったこと、商業的な農業生産や林業生産の不振による貨幣経済浸透の遅れによっていた。

(ハ) 農業生産

寛政4年(1792)の岩坂村、柏村の村明細帳によれば、農作物は米以外に雑穀として、麦・粟・大豆・

燕麦・胡麻・稗等を生産している(その他木綿の作付と山葵・牛蒡・里芋等の商品作物の栽培)。柏村では田地反別6町3反余りに対して畑地4町2反余、岩坂村では田地7町7反、畑地8町6反余で、いずれも畑地の比重が大きく、それだけ水田は少なくなり、貢租用の米穀をのぞくとその残米は極めて少ないことになる(田高117石余で、寛政4年の取米80石余なので37石の残となり、戸数18なので、1戸当たり2石余りにすぎない)。だから、その食生活は、この平均2石余の残米と、畑の生産物たる雑穀で補うとともに、貨幣経済の滲透となって膨張する家中の維持のためにあたらねばならぬことになる。しかし、山村における水田耕作の自然条件は、一般に土質が良好でない。柏村では、

(注) 秀長の郡山築城で天然用材林がことごとく伐採され、その後はただの薪、柴山になってしまい、その結果、林野利用の態様も自給食糧確保のための開墾による畑地造成、或は徳川中期以降は平坦部への柴薪の販売の程度にとどまり、植林、それによる用材生産は江戸末期までまたねばならなかった。

第2表 鹿路村検地帳
(Classification of land owners in Shikaji Village due to land Svreying)

| 階層 | 文禄4年 (1595) | 文化5年 (1805) | 弘文4年 (1843) |
|-------|----------------|----------------|----------------|
| | 戸数 | 戸数 | 戸数 |
| 10石以上 | 1 | 3 | 3 |
| 8~9 | 0 | 0 | 1 |
| 7~8 | 2 | 1 | 1 |
| 6~7 | 4 | 1 | 2 |
| 5~6 | 2 | 3 | 1 |
| 4~5 | 3 | 7 | 5 |
| 3~4 | 3 | 2 | 3 |
| 2~3 | 1 | 5 | 5 |
| 1~2 | 2 | 0 | 0 |
| 1石以下 | 26 | 0 | 0 |
| 計 | 44 | 22 | 21 |

(続 桜井町史)

「土地田畑3分通ハ真土，4分通ハ石交り，3分通ハ砂交り^(注1)」となり，岩坂村でも3分が真土，3分が石交り，4分が砂交りと決して良質の土地でなく，しかも階段状に細分された傾斜地であり，耕起には手間どり，また傾斜地や断崖急な所では再三崖くずれや山津波が起り，しかもどの山郷においても，谷が深くて水利の便悪く，そのために早魃におびやかされている。

(二) 林業生産

山郷では，畑作の比重の高い自給的な零細農業なので，その経済的發展に林業生産がきわめて重要となることはいうまでもない。従って，好条件で山林に依存することが可能であれば人口が増え，悪条件であれば離村の傾向を示すことになる。いま第3表に示す鹿路村における人口増減と林野利用^(注2)，林野依存の相関関係を調べてみる。まず元禄から享保までの時期は山林の開墾による開田畑造成の時期である。豊臣秀長の郡山築城で天然用材がことごとく伐採され，その後，雑木山となってしまう

第3表 宗門改帳によりみた鹿路村人口の変遷
(Change of population in Shikaji Village due to religion surveying 1701—1871)

| 年 代 | 元禄14 (1701) | 享保2 (1717) | 寛延2 (1749) | 寛政2 (1790) | 文化14 (1817) | 天保2 (1831) | 嘉永元 (1848) | 明治4 (1871) |
|-----|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 軒 数 | 44 | 46 | 22 | 22 | 23 | 23 | 23 | 21 |
| 人 数 | 187 | 192 | 125 | 75 | 95 | 109 | 119 | 112 |

(続 桜井町史)

薪炭生産，販売も季節的^(注3)，間断的なものにすぎなかったが，一方，山郷で食糧増産のためにさかんに開田畑が造成され，軒数，人口共に増加したのである。しかし，談山寺社としては，開墾の進展によって支配林野が減少（諸大名の地方の増加）することになるので黙視できず，享保20年(1735)開地禁止令をだし開田畑に年貢を課する一方，開墾の成果の明確でないものはすべて山林に戻した。このため，次の寛延期まで人口減少が続いた。しかし寛政以後，山郷での育成林業が発展し，さらに文化^(注4)，文政以降は談山本社による近廻り山（直作地）の大植林事業が展開したので，山郷の住民にも不在山林所有者の山守として，或いは山林労務者としての兼業収入の機会が拡大した。さらに幕末に至るに従い，それ以外の余剰労働力に対しても漸次余業収入の道が開かれ，幕末には人口も漸増し，軒数も

(注1) 続桜井町史

(注2) 「山中ノ村ニ候得者地方御地頭掛り之田畑わかニて難立行，御当山様之開畑を作仕全奉蒙御蔭渡也取続候村方……」(談山文書，続桜井町史)

(注3) 「山家住居ニ候へ者百姓作間ニ者柴薪を調置成売代渡也取続候村方……」(談山文書，桜井町史)

(注4) 寛政年間，談山本社^(注4)の造営があり莫大な借財をかかえた結果，この打開策として，近廻り山で収入をあげるべく，文化15年より20ケ年間，さかんに植林を行なった。さらに天保年間になっても植林していることは次表によって知られる。

| 植林年次 | 苗木本数 | | 植付工数 | その他 | 場 所 |
|-------|-------------------|-------------------|------------------|---------------------|-------------|
| | 杉 | 檜 | | | |
| 天保4年春 | 37,120本 | | 163人 | 枝打工数 158人 代 420匁 | 松ケ屋 風呂ケ谷 |
| 9年 | 9,302本 代279匁 | 4,640本 代193匁 | 69人 代銀 172.5匁 | 下刈工数 68人 代 429匁 | 西門冬野道 |
| 11年 | 11,380本 代 341匁 | 14,910本 代 626匁 | 74人 代銀 186.2匁 | 下刈工数 39人 代 123匁 | 龍ケ谷 |
| 14年 | | 13,760本 代 628匁 | | | 妙見山 実相院上 |

(談山文書)

22～23軒に維持された。

(2) 門前町の姿と林業

門前町とは、それ自身無高の場所であり、談山本社、子院と直接、間接に結ばれて生活を営む人々、すなわち日用品を取扱う各種商人、吉野、多武峯詣の客をとめる宿屋、談山御用の材木業者^(注2)、大工・屋根屋などの集団から成っていた。談山本社の文化、文政以降の大植林事業により、下刈、植付、技打ち、除伐などの労働者が近辺山郷村々から門前へ移住した。また山郷における享保以降の育成林業の発展により、天保期には芸州などから木挽が進出する。こうして山郷の人口停滞、減少と相反して、幕末になるほど門前町の人口が増加し、天保5年262人、嘉永5年391人、安政5年400人を数えた。門前の材木商人は、天保以前までは、大阪で調達した材木を木津川を溯曳して、多武峯門前まではこび、談山本社、子院に供給することであったが、山郷における育林業の発展、それによる木挽の進出により、天保頃からは山元で素材生産、製品生産を行なうようになり、山郷の牛方仲間の請負で、平坦部桜井の木屋、或いは木材の間屋へ製品を出荷し初めている。また談山御用商人として、談山領内にも材木を出荷している。しかし当時の多武峯から平坦部への輸送能力の乏しさなどにより材木業^(注4)の限界は小さかった。

第3節 林地私有の展開

(1) 総預ヶ山における林地私有

山郷である倉橋村の元禄11年(1698)の山林に関する記録(梅咲文書)を調べてみると、倉橋村の林野を総称して「惣山」と呼び、村方は年貢木(山年貢)4.42石を寺社に納める。年貢木の割付方を鎌山と呼び、人別に割付けする。山に大小の差があるので持主は持廻りする方法をとっている。また村方には特別、小前帳を用意していないので「村方内証割付」になっている。しかし、この「惣山」の利用は、従来寺社との関係深く公事銭を負担していた旧公事家が強い力を持ち、この元禄の「割付け」「持ち廻り」も旧公事家に当たる上中農層の主導でなされたものと思われる。そして元禄から享保にかけて、半数以上の零細高持層(旧非公事家層)が、どの村においても、消滅あるいは上層農へ吸収されているのである。一方この「持ち廻り」も、薪炭の商品化とそれによる広汎な雑木山の伐採により、しだいに個人の永代地となっていったのである。

前述のように元禄から享保にかけて「畑地」「屋敷地」造成のため、山郷村々でさかんに林野開墾が行なわれたが、寺社としては諸大名の地方が増加し、支配林野が減少することになり、他面諸大名の地方と寺社の支配林野の区別が必要となった。そのため享保20年(1735)山郷の絵図面を作って、両者を区別し、新開き畑や開墾屋敷地を明記し、そのうえ「多武峯御境内開地年貢帳」をつくり、開墾地屋敷地に年貢を課するとともに、以後の開墾を禁止したのである。そのさい林野、開地を譲渡する場合には必ず山庄屋の奥印を必要とすることにしたが、これによって林地の私的占有と売買が林野支配者たる談山寺社から公認された形となった。

(2) 近廻り山における林地私有

近廻り山は、江戸時代においては、寺社直作地として維持されてきたが、明治5年の地券交付にあたって、官有地か民有地かということが問題となった。しかし寺社所有地としての解釈はし難く官有

(注1) 無高の場所であるが、その代り「門前夫」の名で寺社に人頭税を納めた。これを負担する家が公事である。寺社は、江戸時代をとおして、大体70軒の公事家を維持していたようである。

(注2) 天保年間の材木業者は八井内町で4人(良蔵、卯市郎、利兵衛、弥四郎)飯盛塚町の3軒(甚兵衛、又兵衛、善治郎)の併せて7軒であった。(統桜井町史より)

(注3) 執行代事記 天保14年 門前材木屋共ヨリ領内へ杭木差下

1,600本 八井内町 964本 飯盛塚町 200本 鹿路村 但、500本梅室より申付候内地

(300本 西口町 計3,064本

1本式間四寸口 140本 1杉上々七部板216坪

(注4) 明治初年の二度の大火事によって、ことごとく没落し、明治期の桜井木材市場の展開には繋がらなかった。

地としての解釈が有力となり、明治7年官有地に編入された。しかし、寺社関係者は、文化以来多大の犠牲をはらって植林してきたのに、もしこのまま官有地として他所に払い下げられることになればまことに遺憾であるとし、さかんに官有地編入反対運動を行ない、結局新しく士族に編入された旧子院の僧侶達の所有地となった。^(注1)

また総預ヶ山も、江戸時代を通じ、山郷では百石山と称して山庄屋を通じて山地頭である談山神社に年貢を上納してきたが、山林・地床共に売買された証拠が沢山残っている。しかも、証文には山庄屋が必ず奥印をしている。また個人の自費で杉・桧を植林した例も多い。そこで明治になって耕地同様であるとして、民有地編入運動を行ない、民有地に認定された。

第4節 総預ヶ山における林地売買の展開

享保20年に公式に林地私有が公認されたのであるが、以後開地は禁止せられたので田畑は限られたものとなったし、一方、柴・薪の生産も季節的かつ不安定の^(注2)ものである。そこで村内農民達は育林経営をめざして、植林を開始するのであるが、彼等の経済力の貧困から、その多くは結局これを維持できず、植林して数年で小苗山として平坦部の山主へ売却し、その山守になり生計を測ることになった場合が多い。山林の買手は主に近辺平坦部の商人であるが、特に桜井の商人による買得が多い。桜井は、村高745石余の高を請け農業専門に従事する人もいるが、中世より商業市場として栄え、貨幣経済の発展したところであり様々な面で町丁的な様相を示し、半農半商の町であった。享保5年(1720)の名寄帳によると、油屋、塩屋、魚屋、素麺屋、茶屋、綿屋、傘屋、紐屋、針屋、晒屋、木屋、鍛冶屋、割木屋、紺屋、荒物屋、竹皮屋、種屋、竹屋、菓子屋、畳屋、桶屋、樽屋、屋根屋、古手屋など様々の商売に町の人々が携わっていた。そして、このような貨幣経済の担い手たる商人が買手となって、その手中へ山林が移っていったのである。それらの買手は木屋、桶屋などの木材関係の職業に携わる者に限らず、門前や山郷に出入した一般日用品をはじめ各種の品物を扱う商人である。彼等はいして財産として山林を集積したたわ^(注3)で、杉、桧の植林された人工林、地床と買得しているケースが多い。また江戸中期以降になると、経済力を蓄えた桜井の大商人に転売するケースが多い。^(注4)桜井の大商人とは諸大名と関係深くその許可を得て株元・株仲間を形成した。造り酒屋、油屋、綿屋、あるいは三商売仲間と呼ばれる古手屋、古道具屋、古鉄屋などで、いずれも一面において高利貸の性格の強い前期の商人である。これら商人は多武峯における貨幣経済の浸透に伴って、しだいに山郷との関係を強くする。油屋、綿屋は、生活必需品たる油や綿を門前の寺社、子院、或いは山郷村々へ販売し、また古手屋、古道具屋等の質屋も、山郷百姓が年貢に詰って家財、山林を質入して急場を凌ぐためには是非とも必要なものであった。年々山郷に浸透する貨幣経済の影響により、土地を基盤とする自給自足の経済は崩壊の一路をたどり「田畑・山林等質物ニ差入相流シ」「終ニは残る田畑借銀等村

(注1) 現在、多武峯村内の10~20町の山林所有者のなかには、この寺関係者もいる。

(注2) 「山家住居ニ候得者、百姓作間ニ者柴薪を調置成売代渡也取続候村方……、正月ヨリ三月下旬迄ニ山地ニて刈代仕置、大体干上り候処に而何し茂、居宅之辺へ運送仕又々作間ニ売出之儀ニ御座所、春来刈薪割木等も其山地ニ有之候、故此儘ニ差置五月芒種より入梅之時節ニ至り雨晒ニ仕置候得者皆々 朽腐果候様相成候而者此先々村人共繫露命候元手を失ひ渴死仕候様罷戒……」(談山文書、続桜井町史)

(注3) 桜井の多武峯山林所有者の先代は次のような商売に携っていた。

| 家名 | 江戸における商売 | 家名 | 江戸における商売 |
|-----|----------|-----|----------|
| 船谷家 | 造り酒屋 | 浅田家 | 古手屋 |
| 山本家 | 大和薬販売 | 保田家 | 糸屋 |
| 梅咲家 | 油屋 | 嶋崎家 | 醬油屋 |

(桜井、浅田氏談より作成)

(注4) 次にのべるが、梅咲家(油家)の多武峯山村集積状況をみるに村外からの買得で「人工林」、地床というのは必ずといっていいほど、桜井商人からの買得である。

方江差出し其身ハ商人に取付身楽之渡世致族」^(注5)が多く、山郷の山林は次第にこれら商人に集積された。これら桜井大商人のうち油屋善八（梅崎家）の山林買得状況を調べてみる。彼は池ノ内村の無足人であり、享保における持高は村筆頭の36.5石であるばかりか、油屋・質屋等の営業により蓄積せられた資本は、他村の田畑、山林の買得に充てられたほか、各地の諸大名への融資は莫大な額に及んだ。明治5年大蔵省負債調掛に提出した控書によると、その未済分は高取藩・久居藩・津藩・芝村藩に及び、総証文2千両を超えている。第4表に示す梅咲家の安政5年（1858）の山林名寄帳によると、買得山林の村数は25ヶ村にわたりその山年貢は88,435石、銀33匁5分、炭6束となっている。

次に梅咲家の多武峯山林買得状況を時期的に調べてみる。第5表によれば、買得年代は享保から慶応までであるが、とくに文政から嘉永に集中している。種目は大部分が立未地床共であるが、8筆は立木のみに限られている。この内4等までは談山の子院である教相院からの買得である。これらは寺

第4表 安政5年梅咲家山林名寄帳 (List of privately owned forests of Umezaki family in 1858)

| 村名 | 点数 | 山年貢(石) | 村名 | 点数 | 山年貢(石) |
|-----|----|--------|----|----|----------|
| 鹿路 | 30 | 0.846 | 畑 | 18 | 0.8 |
| 飯盛塚 | 2 | 0.08 | 滝畑 | 11 | 0.2185 |
| 小井内 | 8 | 0.785 | 西宮 | 2 | 銀 16匁5分 |
| 針道 | 10 | 0.655 | 三津 | 5 | 銀 17匁炭6束 |
| 宮奥 | 1 | 0.05 | 下 | 1 | 0.03 |
| 百ノ市 | 1 | 0.12 | 高田 | 8 | 0.1215 |
| 音羽 | 3 | 0.115 | 高橋 | 1 | 0.063 |
| 下居 | 1 | 0.14 | 橋本 | 4 | 0.44 |
| 横柿 | 18 | 2.66 | 山田 | 1 | 0.04 |
| 北山 | 5 | 0.589 | 南山 | 2 | 0.05 |
| 今井谷 | 27 | 0.293 | 豊浦 | 1 | 0.1 |
| 倉橋 | 7 | 0.024 | 南浦 | 3 | 0.18 |
| 冬野 | 9 | 0.49 | | | |

(梅咲家古文書)より

第5表 梅咲家の山林買得状況

(Annals of buying of the forest lands by Umezaki family about 1790—1870)

| 買得年代 | 筆数合計 | 造木, 地床共 | | | 立木一代の間 | | | 雑木山, 地床共 | | | 竹藪, 地床共 | | | 開地 | | |
|----------------|------|---------|----|----|--------|----|----|----------|----|----|---------|----|----|----|----|--|
| | | 筆数小計 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | 筆数 | |
| 享和 (1801~1803) | 2 | | | | | | | 2 | 2 | | | | | | | |
| 文政 (1818~1829) | 36 | 22 | 12 | 10 | | | | 13 | 8 | 5 | 1 | 1 | | | | |
| 天保 (1830~1843) | 77 | 32 | 14 | 18 | 6 | 2 | 4 | 28 | 11 | 7 | 8 | 8 | 3 | 3 | | |
| 弘化 (1844~1847) | 20 | 11 | 7 | 4 | 2 | 2 | | 6 | 4 | 2 | | | | | | |
| 嘉永 (1848~1853) | 15 | 6 | 2 | 4 | | | | 9 | 6 | 3 | | | | | | |
| 安政 (1854~1859) | 2 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 慶応 (1865~1867) | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |

(梅咲家山林証文より作成)

(注5) 「桜井町史」 p. 183

社直作地で談山本社から地付の売渡は禁止されていたのであろう。他の4筆は桜井の大商人伊勢屋安右衛門からの買得であり。(梅咲家は伊勢屋の分家)、杉、桧立木のみで礼銀の最高である銀40貫目であるなどから、何かの特殊事情(梅咲家の譜請など)で成林の立木買いを行なったのではなかろうか。礼銀(買得代金)は造木地床共の場合、銀1貫から10貫に集中し、雑木山地床共の場合銀40匁から1貫に集中している。年貢米(山年貢)は面積の如何によらず、雑木山地床共の場合2合、3合といったものが多く、造木地床共の場合でも1斗までである。譲り主は雑木山地床共の場合は村内在住者の場合が多いが、杉、桧などの造木地床共の場合その村の在住者でない場合が多く、鹿路村所在山林のごときは、12筆のうち在住者から買ったのは1筆で、残り11筆は天保の頃すでに桜井の商人が所持していたことがわかる。しかし、梅咲家はこのように多くの山林を集積したにもかかわらず、幕末の経済界の混乱、藩札発行の際の失敗、さらに明治初期の産業資本への転化の際の失敗等により、明治中期までにその殆んどを手ばなしている。

また、上のような桜井商人の買得とともに多武峯の林地は幕末以降平坦部の商人資本のよき投資口となり、明治初年には十市郡139人、高市郡103人、式上郡21人、式下郡11人、平郡8人、葛下郡3人、広瀬郡2人、添上郡1人計289人の村外所有者が存在した。しかし、梅咲家の例と同様に、これら小口に分散された平坦部在住の山林所有者も明治期の経済変動で造木地床共のままで手ばなす場合が多かった。或いは後に桜井の商人に関して述べるように、自伐の後その伐採跡地を八木・今井・耳成等の幕末以来成長著しかった大商人へ売却する例もある。これら八木・今井・耳成等の商人は、現在の多武峯の大山林所有者である平井・植松・河井・好川・安田・森川・森村・豊田の諸家に繋がる。このうち、八木の平井家の山林集積状況は第6表の如くである。平井家は江戸時代には呉服問屋として幕末の頃から限本を蓄積してきたが、多武峯の山林買得が本格化するのには、明治10年以降である。明治20年頃までに買得した山は「山苗山」「中木山」など手のかからない造木地床共が多いが、20年以降は旧山主が自伐した後の裸地を購入、自らの手で植林する場合もでてきた。この場合、旧山主の山守が平井家の山林購入の際の口入者になるときは、その山守が引続き平井家の山守となる。また裸地を買受けた者がそこに植林して「小苗山」として平井家に売却し、山守となる場合もある。

第6表 平井家(呉服屋)の山林集中状況
(Annals of buying of forest lands by Hirai family Since 1867)

| 買得年代 | | 筆数 | 売主 | | 買得年代 | | 筆数 | 売主 | |
|------|-----------------------|----|----|----|------|-----------------------|----|------|----|
| 時代 | 年代区分 | | 小計 | 村内 | 村外 | 時代 | | 年代区分 | 小計 |
| 江戸 | 慶応3年 (1867) | 1 | 0 | 1 | 昭和 | 2-10年 (1927~1935) | 16 | 5 | 11 |
| 明治 | 1-10年 (1868~1877) | 1 | 0 | 1 | | 11-20年 (1936~1945) | 10 | 1 | 9 |
| | 11-20年 (1878~1887) | 13 | 6 | 7 | | 20~現在 (1945~) | 1 | 0 | 1 |
| | 21-45年 (1888~1911) | 21 | 7 | 14 | | | | | |
| 大正 | 1~5年 (1912~1916) | 3 | 2 | 1 | | | | | |
| | 6-10年 (1917~1921) | 7 | 2 | 5 | | | | | |
| | 11-15年 (1922~1926) | 11 | 2 | 9 | | | | | |

(平井家山林証文より作成)

第5節 総預ヶ山における育成林業

多武峯では村内農民により育成林業が行なわれるのであるが、伐期まで維持できず早く挫折してし

まい、かえって村外者の進出を招く結果となった。しかし買い手たる平坦部商人の「資産保持的」な性格から、「小苗山」,「中木山」(地床共)のケースが多く、そのことから逆に村内地主による植林は、「正常」な育林経営の一環としてではなく、「小苗山」を造って雑木山よりはるかに有利に売却し、売却後は山守として生計をたてるというコースが一般的になる。多武峯林業の密植(反当り 1,000本~1,800本)枝打ち(3年に1回)間伐材利用といった技術的特質も、一方では林野面積の狭さ、地味の悪さ、それによる成長の遅さ、といった自然的条件によことはもちろんだが、他方では「小苗山」(注1)として有利に売却し、売却後も間伐、(間伐材は平坦部農業地帯への架子・稲足として売れた)による山守賃、枝打ちによる手間賃等を獲得するために発達した人為的・社会的な育林技術でもあろう。

第2章 戦前の桜井市場の発展

はじめに

背後に先進民有林業地帯をもちながら、明治中期まで桜井の材木業者は僅か4人であり、多武峯の山林から自伐によりごく小規模に素材を運び出し製品を造って地元需要に対応していたにすぎなかった。しかし、明治中期以降、鉄道が開通し、京阪神消費市場への木材交易が実現し、かつ桜井から多武峯のほか東吉野(小川郷)・宇陀への道路整備も進み、牛馬車による運輸機関が登場してくるに及び、まず多武峯村内の山林所有者が中心となって桜井へ進出し、多武峯木材株式会社を設立して、多武峯の山元から素材を出荷して製品にして京阪神消費市場へ出荷しはじめた。またそれまで和歌山への筏流が中心だった東吉野の木材が桜井への出荷が可能になっただけでなく、小川郷の商人は直接桜井へ進出して小川郷共同土場を設立し、吉野の特産たる樽丸の取引を山元の樽丸生産業者より委託を受け開始した。そして、このような産地からの木材出荷および業者の進出に伴ない、桜井へはそれ以外の外部からの材木業者の進出もみられる。そしてそれはまた木材市場の内発的な活況をも促がし、関連産業として明治末期には賃挽製材、大正期には製材廃品加工業者を進出せしめた。そして以後時代の推移とともに、周辺林業の発展、道路・運輸機関の発展、それによる集荷圏・集荷量の拡大等により、材木業・製材業・廃材加工業とも順調に伸びたのである。以下、戦前の桜井市場を、まず外部から出荷された木材の集散市場としての性格が濃厚であった時期を形成期、つきにかかる集散市場としての拡大が一段落し、市場が自立的展開をとげた時期を展開期というふうに分けて、その発展の過程をみてゆく。なお戦前の桜井市場においては、市場構造の展開を決定的に左右するような単一の要因が存在せず、むしろ種々の要因が関連しながらつくりだす総合的要因が構造を形成したといえるので、材木業・製材業・廃材加工業などのそれぞれに視点をすえ、それらを相互関連的に究明してゆきたい。

第1節 市場形成期(明治期一大正期)

初期においては、桜井木材市場は多武峯からの木材の取引から出発した。すなわち、輸送手段、道路の未発達な状況下で多武峯は桜井にとって近接していること、林地私有が進み比較的自由的な伐採が可能だったこと、伐採された原木が上質なこと、などの好条件を具え、これが初期の桜井の木材市場としての出発を有利に導いた。

(注1) 明治期の桜井市場において、このように育成された原木が心持ち小角材として都市の建築向けに供給されるようになり(機械製材の開始後)、また柱角用として適していることが認められるとともにこの密植栽培もますます発展した。

(注2) 大正期の桜井市場において、このような枝打ちのきいた原木から無地角が得られただけでなく、無地の背板を加工する経木(桧織り)の業者を他地域より呼び寄せることになった。

(注3) 多武峯における山守の存在と、間伐材産出の結果、明治以降桜井市場におけるほとんどの材木業者が素材買い方式による足場、電柱等の特殊素材の選別販売に着手することになる。

(注4) 平坦部集約農業地帯に近接している立地から、あらゆる間伐材の需要があった。稲足、架子のほか細いものでは豌豆の手にまで利用された。

明治初期には材木業者は4人しか存在しなかつた。^(注1) 彼等はいずれも元来商人で、資産として多武峯の林地を買得し、江戸時代を通じて、林地私有を維持してきた人々であるが、明治期になり、10数名の初瀬の木挽を雇傭して、自己の所有林地内で製品に挽き、人の背、牛馬の背で桜井に構えた店舗まで運び、店頭売りを始めた。しかしその営業圏も小範囲で八木・天理・高田・郡山等の近辺平坦部の需要に対応していたにすぎなかつた。

しかし、明治26年高田・桜井間に、同30年奈良・桜井間に鉄道が開通し、京阪神消費市場との交易が可能となり、これら4人の材木業者は近辺平坦部から京阪神市場へと販路を拡大する。^(注2) それに伴って経営規模は拡大し、所有林地からだけでなく、多武峯の立木買い、素材買い（素材買いは村内の山守から、間伐材を主として）による製品生産を行なうようになった。また、明治30年になると、これら4人のほかに多武峯の10数名の村内山林所有者が中心となって桜井に進出し、駅前に資本金1万円の多武峯木材株式会社を設立し、^(注3) 多武峯からの原木を加工して主として足場電柱用材を京阪神の鉄道会社、土木業者、通信省へ納材しはじめた（石油製材が開始されるまでは、桜井市場からの出荷の主体は多武峯からの足場、電柱用材であり、ほかに数名の雇傭木挽による杉、桧挽角の出荷もあったが規模は小さかつた）。

またこの鉄道開通とともに、東吉野方面への道路整備も進み、牛馬車による運輸機関が登場してくると、従来小川郷の素材業者や樽丸業者により筏で下市、五条を中継に和歌山へ流送されていた材木は、運送業者に委託して、古市場（菟田野町）を経て2日かかりで桜井まで持ち込まれるようになった。そしてこれら東吉野、宇陀の業者の桜井へのお荷が定着する段階になると、既存の4人の材木業者や多武峯木材株式会社もこれら各地からの素材を対象に桜井着で素材買いを始める。^(注4) さらに地元桜井においても数名の業者があらわれ、これらの原木に依存しつつ材木営業を創めた。さらに山元の業者も木材を送りつけるのみならず、前述のごとく例えば小川郷の商人たちは明治35年直接桜井に進出して、小川郷共同市場を設け、^(注5) 地元の樽丸業者から販売の委託をうけ、取引をはじめたのである。

そして、このような外部からの木材出荷、或いは外部業者の桜井への進出、それに触発された内部的な業者の叢出による木材市場の拡大の結果、明治39年には石油発動機による製材所が2軒でき、その後の材木業者の増加と歩調をあわせて、明治末までに、5軒の製材所ができた。これらの製材はすべて賃挽であり、浜松、東吉野から、材木の活況に目をつけて桜井へ進出した外部商人によって設立されたものである。桜井の材木業者は、木挽たちの反対運動にもかかわらず、^(注6) これらの賃挽製材をよく支援し、それぞれ特定の賃挽製材に特定の材木業者が結びつくという形ができあがった。そしてこ

(注1) 4人の材木業者とは、服部、浅田、飯田、金沢4家であり服部家は江戸時代においても木屋（材木屋）で、多武峯の大山林所有者でもある。彼は江戸時代には多武峯門前の材木業者から製品を買って転売していたのであるが、明治初めの二度の大火事で門前が全滅し、材木業者も没落したため、自ら自伐により製品生産を開始したのである。浅田家は桜井の古手屋、飯田家は雑貨屋、金沢家は多武峯門前の商人の出であり、いずれも多武峯での有力な山林所有者である。

(注2) 浅田家の明治40年の製品出荷状況を調べてみる。同家の年商高は約1万円であり、取引業者数は合計96人で、この内、奈良県業者19人、京都業者32人、阪神業者45人である。奈良、京都は材木商が多く、神戸、大阪は竹中、北村などの工務店、土建業者が多い。なおこの当時から工務店への納材が多いのは、多武峯から足場や規格外の長尺物、半端物が得られ、桜井の立地の好適さのゆえに、即納できたことによる。（「朝、鴉がとまっていた木が、夕方には角となって出荷された」）

(注3) 多武峯村内では大浦氏（江戸期においては寺役人、多武峯山林所有者）、富田氏（江戸期においては鹿路村山庄屋、多武峯山林所有者）が中心となり、村外では植田氏（松坂の大事業家、電柱の丹礬注入はこの人がはじめた、伊東氏（五条の素材業者）が中心となり、明治30年に会社を設立したが、奈良大仏殿の修理に際しての足場丸太の請け負いが計算違いで、大損害をこうむり、明治42年倒産した。

(注4) 東吉野、宇陀の場合、山元に素材生産業者が存在したこと、木材輸送手段が未発達であったことにより、当時桜井の業者が直接、山元へのりだし、立木買い、素材生産をおこなうことはなかつたが、多武峯の場合、村内には純粋な素材生産業者はなく、農業兼業の山守による素材生産であり、農民的稼働としての臨時的、小規模的な間伐材の生産であり、また桜井から近接しているの、桜井の材木業者は直接進出して立木買い、素材生産を行なった。

の機械製材の設立と共に、多武峯の集約育成林業（密植、強度枝打ち）の成果たる、通直な原木が無地角、または心持ち小角、長尺物として都市建築向けに供給されるようになった。そして、材木業者の増大、賃挽製材の進出、発展による生産能率の向上により木材需要も急増し、明治40年には小川郷共同市場（樽丸工場）の一部が原木委託市となり小川郷の業者がそこへ原木を出荷した。さらに明治44年には、桜井の業者と五条の業者が五条に貯木場を設け、五条周辺の材木を集荷し、牛車や鉄道を利用して桜井へ出している。

大正にはいと、桜井駅前の材木商への集荷品の殆んどが東吉野からの樽丸となり、また明治末から大正初めにかけて、東吉野の6名の磨丸太専門生産販売業者が相次ぎ「逐月其多きを算する顧客の便を慮して」^(注7)桜井に進出、本店・支店ないし加工場を新設するようになった。また賃挽製材の発展の結果、大正3年には、丹波から製材廢材（背板）を加工する経木（桧織り）業者が、大正4年には岐阜から桧縄業者が進出した。これら廢材加工業は、筏でなく陸送で桜井へ持ちこまれた原木及び原木そのものの質の良さに目をつけた、他地域の業者によって担われたわけである。

以上概観するに、この時期（明治～大正中期）には、周辺山元林業地帯からの木材出荷、さらには多武峯木材株式会社設立にはじまり、小川郷委託市場設立、浜松、東吉野からの賃挽製材業者、東吉野の磨丸太業者、丹波・岐阜からの廢材加工業者など外部商人の桜井への進出によって、漸く本格的に桜井市場が形成されたといえる。それは大正後期以降に市場が内部的に充実し、逆に周辺林業を規定してゆくその黎明期であったともいえよう。

第2節 市場展開期（大正中期～）

桜井の材木業者は明治以来杉桧挽角、建築用材の取扱いが中心だったが、大正中期頃から、東吉野出身の材木業者だけでなく、桜井の殆んど業者も、桶木・樽丸の生産販売に着手するようになる。大正6年には、材木業者が15人集って「正進会」を結成し、平等出資により、多武峯で2万石程度の山をこなし、杉を山元で樽丸に製して灘・御影方面の樽丸問屋へ共同販売している（桧は山で入札販売）。しかし、第1次大戦後の不況で、大正9年には、樽丸は1丸20円から半値の10円まで急落し、「正進会」も2,000円の損失をだし大正12年に消滅する。以来桜井の材木業者はしだいに樽丸の生産から離れてゆく。また東吉野の山元樽丸業者も同様に、樽丸の生産から離れて素材生産業として桜井へ材木を出荷するように次第に変わってくる。明治35年に設立された小川郷委託市場も始期の目的を達し得ず、桜井在住の（小川郷出身）材木業者が借受けて営業するようになった。そして、桜井の材木業者は従来如く、杉桧挽角・足場丸太、電柱丸太、建築用材の生産販売を中心とする営業形態にもどる。大正中期には材木業者数36名となり合計10軒の製材所ができ、さらに大正8年には動力が石油から電力となって、製品生産量も伸びるのである。さらに材木業者たちは、大正初期の廢材加工業者の進出に対応して、大正10年に桜井木材同業組合を設立し、製材の廢材利用に力を注ぎ経木（桧織物）・紐・モクメン・建具材・木皮などの生産販売指導に当たった。こうして各種廢材加工に携わるものが現われ、それは昭和になっていっそう発展する。なお当時の桜井の材木業者の性格をみると、山方の小素材生産者の多種目的、小量的な素材生産・供給のあり方に規定されて、同様に足場丸太・電柱丸太

(注5) 農業兼業の樽丸生産業者であり、当時30数名あり、年間生産額1万～7000丸であった。

(注6) 明治から大正中期にかけて、次の製材所に賃挽きさせていた材木業者

| 製材所名（出身地） | 材木業者名 |
|-------------|-------------|
| 大竹製材所（浜松） | 尾上、富田、服部、金沢 |
| 田中製材所（東吉野） | 角谷、杉垣 |
| マルツ製材所（東吉野） | 大塚、細川、重坂 |
| 大井製材所（東吉野） | 浅田、河村、市田 |

(注7) 「日本材界名鑑」（関西木材商報）より

(注8) 川による輸送は水のため白太（背板部分）が変色する。特に、経木（桧織）の場合、多武峯の桧は光沢があり、枝打ちがきいているので節がなく、鉋がかけやすいという利点があった。

・建範用材のそのすべてを小量づつ、多種目的に取扱う非専門的なよろず屋的性格をもっていた。そのため素材買付にさいして同業者間での競争が生じ易く、特定製材品の大口需要に対応できないという弊害がでてきた。とくに大正末期頃から足場、電柱の特殊素材の需要の増大に対応して「寧ろ各自が其特色とする材種を部分的に経営するを以て同地材界の発展を促進し且つ平和を保持する所なりと信じ、誠心之を同業者に論ずと共に自ら率先代々より着々好績を収めつつありし一般建築用材及び酒造用桶木・樽丸の取扱いを廃し電柱材の営業に転じた」ところの富田商店の例にみられるように電柱専門業者および足場専門業者も数名づつ現われた。そしてこれらの電柱専門業者は各地の山元素材生産業者からの小規模的間断的な素材供給では、製品の大量需要に対応できないので、自ら山林の伐出に手をそめる。そのうえ大正7年には、地元からだけでなく京都方面からも素材を集荷し、また富田商店の場合には「大正10年には米松パイリングを、同13年には沿海州産落葉松電柱を満船輸入……」^(注1)するなど集荷圏を拡大する一方大阪、名古屋、東京其他主要地に支店出張所を新設し、電鉄、電力会社、土木建築請負会社等へ納材した。特に大正12年の関東大震災には、一次使用の電柱が大量に東京へ出荷された。

昭和に入って製品出荷や原木集荷にトラックが用いられるようになり、陸上輸送に頼る桜井市場はますます条件がよくなった。従来東吉野・宇陀の山元素材生産業者は牛馬車を雇って桜井への出荷したので輸送能率も低く、数量も限られていたが、トラックの出現による輸送力の著しい上昇は、山元業者の素材生産を促進させ、これまで間伐材を小規模に生産するだけだった山元業者（山守の場合もある）も、本格的に素材生産を開始する。一方、桜井の材木業者も昭和4年に林友会を組織し、トラック運送業者と材木業者の団結、それによる周辺山村からの原木の桜井への独占集荷をめざした。また大正10年に桜井の材木業者たちが木材同業組合を設立し、製材背板の利用に力を注ぎ、その加工販売を指導したので、桜井業者の中からも各種廢材加工業に携わるものが現われ、それらはとくに昭和に入って著しい発展をとげた。そして、トラックの出現による消費市場との輸送の緊密化——製品の即納化の実現、山元業者の素材生産の促進——それによる桜井への出荷量の拡大、廢材加工業の発展を背景とする経営安定、等の要因により桜井の材木業は著しく伸びたのであるが、逆に材木業の発展に伴う賃挽製材の発展によって廢材加工業も伸び、山元業者の素材生産出荷も促進されたといえる。以上、昭和初期の材木業、製材業、廢材加工業の個々の発展とその相互関連をみてもみる。

(1) 各種廢材加工業の発展

(ア) 経木

経木とは桧の角材をとった後の背板（白太）を鉋で削り、その鉋屑をもって織物及び紐の材料とするものである。織物としては、帽子の材料または天井や壁、敷物の代用に利用され、紐は食料品包装用として利用された。当時、経木は帽子の材料として盛んに神戸の商館（商社）からヨーロッパへ輸出された。桜井産の経木がその優秀さを誇ったのは、陸送本位の木材なので損傷や白太の変色がなかったこと、艶、香り、耐久性などをもち、かつ枝打ちがされた無節の多武峯桧によってつくられたことなどによる。大正時代において5業者であったものが、昭和6年には33業者、従業員500名となった。その結果、業者間での激しい背板獲得競争が生じ、さらに和歌山の小割業者の介入により一層拍車がかげられた。そのため、経木業者自ら原木を立木買わないし素材買いたうえで賃挽にだして材料を調べたり、さらには自ら製材工場をもつ経木材料の自給を図ることすらあった。しかし、原料が多武峯桧に制限されるので、その資源量に規定され、結局昭和11年には10業者と著減した。

(イ) 桧縄

普通にまきはだといわれ、船板のつぎめに押込み水の浸透を防ぐために用いられた。この原料は桧

(注1、注2) 「日本材界名鑑」昭和4年10月25日発行
「富田商店」の説明文より

の皮である。^(注)これも経木の場合と同じく、陸送の原木で損傷や色の変化がないことが幸いし、他府県産は色が赤褐色で評判が悪かったが、桜井産のものは、色上りが黄色でよく好評をえた。また背板加工ほど原料の種類に制約がなく、同類業者の競争もなく桧皮の入手も容易なところから、大正年間に4業者、昭和6年に10業者であったのが昭和11年には57業者にふえた。

(ウ) その他廃材加工

杉皮、桧皮は屋根材料となった。特に桧荒皮は美しく磨かれ、桧皮葺の材料となった。また利用されていない木皮・木の株・鋸屑は薪として利用した。薪屋・鋸屑屋はそれぞれ業者と契約を結んでいた。その業者数は第7表のごとくである。

第7表 桜井における各種廃材加工業者数の推移

(Change of numbers of the wood-working shops which bought the scrapwood)

| | 昭和6年 (1931) | 昭和11年 (1936) |
|-------|----------------|-----------------|
| 杉 桧 皮 | 8人 | 10人 |
| 鋸 屑 屋 | 0人 | 15人 |
| 薪 屋 | 11人 | 40人 |

(桜井国勢調査統計)

(2) 製材業の発展

山元業者の桜井への素材出荷の増加、廃材加工業の隆盛により、桜井の材木業者数もふえ、大正期の36業者から昭和6年には74業者、さらに昭和11年には110業者となり、また(賃挽製材も大正期の10工場から昭和8年には16工場となった。これら16工場はいずれも賃挽製材であり、その平均馬力数12馬力、丸鋸が主体である。製品は柱角、特に桧角が主体で、桧が多く挽かれているのは経木、小割業の著しい発展による背板の需要増に基づくところが大きい。また昭和8年の桜井の製材工場の製材量は素材石16万石、製品石12万石とある。^(注)これら賃挽製材の生産する4万石余りの背板をめぐって廃材加工業者間の競争がおこり、彼等による自家製材も出現したわけである。昭和11年には桜井の製材工場は31となるのであるが、このうち昭和8年以後に設立された15工場は3工場をのぞきいずれも背板加工業者による自営製材である。

(3) 材木業の発展

この時期には東吉野・宇陀の山元業者によるトラックでの素材出荷、それに依拠する桜井業者の素材買い、トラックでの消費市場への製品即納、各種廃材加工業の存在等により、比較的容易に材木業経営ができるようになった。そのために材木業者数は急激に増加し、大正期の36業者から昭和11年には110業者となり、わずか10年間で74業者の増加となった。また業者数の増大による素材需要の拡大に対応して、多武峯でも、間代材生産のみならず、一般建築用素材を皆代により伐出する本格的な素材生産業者もあらわれ、(以前から多武峯村内の山守は小規模な間伐材の生産をおこなっており、桜井の材木業者は足場などの特殊素材は彼等から素材買いしていたが、それ以外は多武峯においてのみ立木買いをおこなっていた)。その結果、桜井業者の原木調達における素材買いの比重は増々大きくなった。一例として、桜井の某老舗材木業者の昭和12年の素材買付けを調べてみると、原木買付額は年15万円であり、そのうち素材買いは約7割を占めている。出荷者数は多武峯業者27名、東吉野23名、宇陀11名であり、出荷全額は多武峯3割、東吉野5割、宇陀2割となっている。またこのような業者に素材買いが盛んになった結果、昭和12年には五条の山林所有者および桜井の電柱専門業者によって原木市が開設される運びになった。

なお昭和初期にはいって、高層建築、鉄道工事、電源開発、等による足場、電柱等の特殊素材の需要も高まる。一方トラック輸送によって東吉野・宇陀の山元業者による小口の生産材も集積が容易になり、昭和12年には15の専門業者が現われる。足場専門業者のA氏などは、昭和15年の年間総出荷本

(注) 桧縄の加工過程は

- ① 長さ三尺余の桧皮の荒皮をそぎとる。
- ② 広場にひろげ、水をかけあくを抜く。
- ③ 蒸釜に入れ、30分程度蒸す
- ④ 相当に乾いたものを7.8枚重ねてたたく。
- ⑤ 柔軟になったものを適当に湿らせて一夜おく。

数は15万本に及んでいる。しかし、これら少数の専門業者は全体としては、例外で、桜井業者のよろず屋の性格は以前と変わらず、素材買い賃挽き——製品販売と素材買い——素材（足場、電柱）販売とを同時に兼ね、さらに、確固とした販売先をもたない新興材木業者からの製品買い（製品問屋の性格）など、複雑な態様を呈していた。そして、上でみた如く、交通立地の向上、小規模、小資金の業者の著しい数の増大により、業者間で激しい原木獲得競争が展開されたが、戦前期を通じて原木の集荷圏は県内に限定され、従って資源の制約から彼等の営業が大きく伸長する可能性は乏しかった。しかし、折も折り、木材統制が国策として布告された、昭和16年には軍用材の供給を主体とするため桜井木材供出組合が設立され、共同計算による原木買付け、製品の軍納入を行なうに至った。その結果旧来のような自由営業、自由競争のもとでは当然淘汰されるべき業者が生き延びることになった。彼等は組合組織下ではあるが実質的には個人営業として存続した。次いで奈良県木材会社の設立に伴ない、彼等はその桜井支店の従業員として吸収されたが、製業材者の営業の基盤はほぼ統制前そのまま持続された。

第3章 戦後の桜井市場の発展

はじめに

戦前の桜井市場は多武峯、東吉野といった集約育林地帯を背後地とする原木入手条件によって規定され、そこでの林業の特殊素材を中心とする市場として発展した。製材の形態は賃挽を主とし、製材品は少量ではあるが上質品、規格外品としての特徴をそなえていた。しかし工場数も規模も戦後のそれには比すべくもなかった。けれども戦後一般建築用材需要の増大と、道路、輸送機関の発展による原木集荷圏の拡大により、製材工場地帯としての発展はとりわけ急テンポに進んだ。この製材工場の発展をささえたのは、京阪神の大消費市場に近接し、製品販売において朝の注文を夕に納めるような即納方式を縦横に駆使した桜井市場の立地の良さもさることながら、原木集荷のための組合の市売事業、素材業者である組合員に対する山林伐出融資、製材業者である組合に対する原木買付けの手形割引融資などの金融事業、製材品・背板をはじめとする廃材の共販事業などの協組活動が、大きな役割を果たした。とりわけ、市売と金融とは、戦後のトラック輸送の発達の結果、戦前の多武峯や東吉野のような、閉鎖的な原木集荷圏をもちえなくなった桜井の業者にとって、欠くべからざる事業となり、逆に業者にとっての必要性が組合を隆盛に導いたともいえる。そこでこれらの組合が戦後の桜井市場の発展、とりわけ製材工場の発展にいかに関与したか、そしていかに現在のような形態の市場を形成せしめたか、をみよう。

第1節 組合の事業展開と製材工場の発展

戦後まず20数軒の賃挽工場が設立されたが膨大な復興用材の需要は、これら賃挽の生産力の限界をこえ、能力不足、品質不良、規格不統一の現象となり、その結果、賃挽させていた戦前からの材木業者、及び新興（従業員より独立）による自営製材が設立された。（約60軒）。これらの自営製材は戦前からの材木業者新興業者によらず、その規模は小さく、平均KW数15であった。新興業者の小規模さは資金力信用力からして当然として、戦前からの材木業者の小規模さは彼等の木材商的性格によるものであった。桜井木材組合の市売が開始された昭和25年3月は、終戦後のインフレが反動デフレにはいりかけていた時だった。この時に原木市売が計画されたのは、デフレによって手持原木の値下りに対処しようとする木材商と、早くもデフレの波をうけ操業上必要な原木さえ入手できない新興製材（純粋加工業者）とを組合を通じて結びつけようとしたもので、いわば有力業者の手持丸太の安全な換金手段の場として計画されたのである。組合の幹部は戦前からの木材商ないし木材商性格の製材業者で、大部分が手持原木を保有しており、原木販売に際し代金決済の相互保証をさせるために組合を活用することを考えたのである。

その方法として、手持原木を換金しようとする組合員は、その原木を市売に出荷し、組合員中の原木の買付希望者は保証金を提供して、自己の組合への出資金の5倍まで買付を行なうことができる。そして買付代金は、等組合員から組合に対して相互保証の手形でもって決済することにした。組合はこの受取手形を銀行割引して資金をつくり、これを原木を委託した組合員に支払うのである。組合の銀行に対する割引申込に対しては、銀行は組合幹部の個人の保証によって割引をしたのである。換言すれば、組合に購売力を附与して、他の組合員からの原木の買付けを促進する措置を講ずるものにはかならない。この購売力附与のために、相互保証制度を適用したのである。^(注1)そして、このようにして開設された市売は、素材業者にとっては原木販売の際の代金回収の安定性、新興製材にとっては原木入手の容易さという両方の面で効果を発揮し、その後常設されるようになった。そして、昭和27年には、金融部が開設され、市売出荷を条件として素材生産資金を融資する一方、原木の買手たる組合員に対しては、引続き組合出資金の5倍の手形割引融資を行ない、買手に購売力をつけさせた。そして、これを金融業務の遂行のため、組合自体の資金力の充実によって対外信用を高める必要もあり、市売出荷者より、市売手数料として、売上金額の5%を徴収する。(その内、3~4%を組合の収入とする)。

買手たる組合員に対しては、年間買上金額の1~2%を歩戻しするが、その一部を還元金と称して、彼等の組合出資金として振替えたのである。この歩戻金は、最初から、予算が定まっているのではなく、年度内に代金回収不能が生じた場合、損失補填財源として使用されるたてまえになっている。このようにして、組合も資金を確保し、買手の組合員も還元金方式によって出資金が内部留保され、買付のさいの信用も自然増したのであるが、ここで問題となるのは組合員の業態及びその出資金支払状況である。昭和28年からの出資金支払状況を見ると、少数の有力素材者が大口に出資金を支払っており、最も原木入手に困難を感じている多数の新興製材(純粹加工業者)ほど小口出資金になっている。しかも昭和30年より出資金払込みによる増資は停止され、還元金方式のみになったので(同時に買付信用の最高限も出資金の2倍に引下げられた)大口出資者は大量買付けによって出資金が自然増加し、彼等と多数の小口出資金者の出資金格差を増々伸長させた。その状況は第8表のごとくである。

第8表 桜井木協の出資金総額と1人当り出資金
(Change of capital of the timber dealer cooperative in Sakurai city)

| 年 度 | 出資金総額 | 平均出資金 | 出資総口数 | 1人当り 平均口数 | 還元金額 | 還元率 |
|-----------------|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|
| 昭和28年 (1953) | 42,480 ^{千円} | 255 ^{千円} | 8,496 ^(口) | 51 ^(口) | | |
| 29年 (1954) | 56,555 | 321 | 11,311 | 64 | | |
| 30年 (1955) | 64,255 | 359 | 12,851 | 71 | 7,484 ^(千円) | 0.8 ^(%) |
| 31年 (1956) | 71,910 | 393 | 14,382 | 78 | 11,639 | 1.1 |
| 32年 (1957) | 84,635 | 436 | 16,927 | 87 | 12,838 | 1.1 |
| 33年 (1958) | 93,120 | 496 | 18,624 | 98 | 8,772 | 0.7 |

(但し、1口5千円)〔木材協同組合に関する実態調査報告〕昭和34年より
昭和30年の還元金7,484千円は30年の出資金64,255千円に加算され、昭和31年の出資金は71,910千円となる。

昭和33年度の出資金総額63120千円、18,624口が194組合員にどのように分布しているかをみると、第9表の如くである。表によれば、20口未満が総組合員の37.6%に当たる73人である。80口未満と

(注1) 林野庁「木材協同組合に関する実態調査報告」(昭和34)

第9表 木協組員出資口数分布
(昭和33年)
(Classification of timber dealers
by the owned capital for cooperative
in 1958)

| 出資口数階層 | 組員数 | 比率(%) |
|-----------|--------|--------|
| 20 口未満 | 73 | 37.6 |
| 20 ~ 40 | 35 | 18.0 |
| 40 ~ 80 | 22 | 11.3 |
| 80 ~ 120 | 18 | 9.3 |
| 120 ~ 160 | 13 | 6.7 |
| 160 ~ 200 | 7 | 3.6 |
| 200 ~ 260 | 11 | 5.7 |
| 260 ~ 320 | 6 | 3.1 |
| 320 ~ 400 | 4 | 2.1 |
| 400 ~ 420 | 5 | 2.6 |
| 計 | 194(人) | 100(%) |

「木材協同組合に関する実態調査報告」

すれば130人の組員がこれに当たり、全組員中のうち67%弱となる。平均口数は98なので約 $\frac{2}{3}$ の組員が平均以上ということになる。また昭和33年の還元の状態をみるに、還元金3万円以下(還元金3万円ということは33年度の還元率0.7%なので、この年の原木市売からの買取金額は430万円である)に及んでいる。これをもってみると、原木市売で大量買付の可能な少数有力素者に還元金が集中し市売利用が出資金によって枠がきまり、それによって買付を多く行なう結果さらに還元金が多くなり、それが出資金に振替えられる。かくして出資金の少ない多数の組員はなかなか市売を利用できない弊が生ずる。組合にとって、特に桜井木材協同組合のように、市売を主たる事業としている場合、小口に分散された出資金状態というものは特に好ましいのである。組合事業といえども市売は利益をあげねばならない、そのために、多数の市売参加者があって、そこに激しい競争のあることが望ましいのである。原木市売の存在はたしかに、製材工場の当面必要な原木入手を解決し、

新興製材の設立を容易にした。工場数は市売開設時の昭和25年の70工場から、昭和28年の85工場、昭和32年の100工場と著しい増加となった。しかし組合の金融システムから新興製材の市売利用が制限され、製材機械の固定施設の能力に比較して原木不足の状態となり、自営から賃挽製材への転化の方向をとった。一方市売利用の大きい大口出資者も、これら新興製材の存在によって、工場新設等により固定資本を拡大するよりも、流動資本として原木買付に利用する途をとり、大口出資者といえどもその製材工場は小規模に止まる結果をもたらした。こうして第10表に示すごとく、木協の組員の中でも多様な常態の分化が生じている。昭和32年まで製材工場数は著しく増加したが、規模は第11表のように昭和25年には1工場当たり平均KW数15、昭和28年は15KW、昭和32年には18.8KWとあまり規模拡大は進行しなかった。そして、原木市売のはやくからの発展と、多数の小規模製材のそこでの激しい競争により、市売での原木価格は全国主要市場、或いは県内の他の市売より高値を維持し、第12表のごとく上市や下市に五糸を初め県外からもあたかも水が逆流するかの如く、原木が流入した。しかしこのため桜井の製材業者は他市場より割高の原木を買わされることになり、そのため一般既製品製材では不採算の場合が多く、注文生

第10表 桜井木材協同組員の業種別(昭和32年)

| 業種 | 組員数 | 全組員数に対する比 |
|-----------|--------|-----------|
| 製材専業 | 108(人) | 55.7% |
| 製材兼業素材生産業 | 52 | 26.8 |
| 素材生産業専業 | 14 | 7.2 |
| 製材業、素材業以外 | 14 | 7.2 |
| 山林業者 | 65 | 3.1 |
| 計 | 194 | 100.0 |

「桜井木協調べ」

昭和32年度の製材工場数は100軒だが製材業者としては160名になっている。

第11表 桜井における製材工場の動向
(Change of saw-mills in Sakurai)

| | 工場数 | 一工場当り KW | 素材市売取扱量 |
|-----------------|-----|----------|---------|
| 昭和25年 (1950) | 70 | 15.0 | 33.8 |
| 28年 (1953) | 85 | 15.0 | 74.8 |
| 32年 (1957) | 100 | 18.8 | 103.6 |
| 35年 (1960) | 109 | 34.7 | 201.9 |
| 36年 (1961) | 125 | 36.0 | 230.3 |
| 39年 (1964) | 119 | 41.7 | 214.6 |
| 41年 (1966) | 125 | 42.3 | 204.3 |

(奈良県統計調査事務所)

産が主体になった。

第12表 県下各市売市場の原材取扱量とそのうち桜井への出荷量比率（昭和34年）
 (Lumber volume bought and sold in every timber markets in Nara Prefecture and the percentage of the lumber bought by the marchants of Sakurai from them in 1959)

| 市 売 名 | 内吉野 | 下津川 | 五 条 | 中吉野 | 下 市 | 吉 野 | 高 田 | 小 川 | 大字陀 | 東 和 | 桜井(木協 ほか3) |
|----------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 年間素材 取扱量 | 107 ^{千石} | 125 | 90 | 126 | 140 | 170 | 153 | 118 | 101 | 140 | 628 |
| 桜井への出 荷量の比率 | 15% | 10 | 20 | 20 | 20 | | 25 | 34 | 80 | 55 | 100 |

(県下市売概況)

また桜井では、既製品といえどもそれは品等の細分化など他産地のような大ざっぱな等級区分などでは満足せず、既製品であってもすでに、それは特殊の商品としての扱いをうけている。製材過程における工夫がその製品の品質の上に反映している部分をも、材質の点とともに強調しようとしているというように製品仕訳の面で特色を出そうとする努力も顕著にみられる。(桜井での等級区分は第13表の通り)。

また、組合も昭和30年に共販部を開設し、製材品の共販、パルプ原料の販売の斡旋をおこない、品31年には背板市を開設して廃材をなるべく有利に販売する体制をととのえた。なお戦後の桜井の廃材加工業者は第13表の通りだが、戦前に較べて著しく減少したので、下市の営業者や和歌山の建具業者をも背板市に吸収して廃材の有利な売捌きを図ったわけである。

一方、市売での原木価格の上昇は、立木価格を騰貴させ、素材業的製材業者を素材の伐出から切りはなし、製材加工へ純化する道をとらせた。

昭和34年の「桜井木協のしおり」

によると最近、特に33年1月よりは、山林入手による木材業運営も、市売による経営もあまり大差

第13表 桜井の既製品一般等級区分

| | |
|-------------------------|--|
| 正 角 (スギ, ヒノキ) 13級 | 四方無節 三方無節 二方無節 一方無節 一等上小節 一等小節 並小節 一等 一等並 二等 二等並 三等 押角 |
| 平 割 (スギ, ヒノキ) 7 級 | 四方無節 三方無節 二方無節 一等上小節 一等小節 一等 二等 |
| 割 (スギ, ヒノキ) 7 級 | 四方無節 三方無節 二方無節 上小節 小節 一等 二等 |
| 椽 甲 板 (ヒ ノ キ) 10級 | 赤無節 四方無節 三方無節 特上小節 上小節 一等小節 小節 並小節 一等 二等 |

第13表 桜井の廃材加工業（昭和32年）

(Number of Wood working shops due to scrap-wood and their employees in 1957 and 1966)

| 木 履 物 | | 経 木 | | 割 箸 | | 屋 根 板 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 工 場 | 労働者 | 工 場 | 労働者 | 工 場 | 労働者 | 工 場 | 労働者 |
| 2 軒 | 3 人 | 11軒 | 52人 | 3 軒 | 8 人 | 2 軒 | 7 人 |

(昭和41年)

| 木 履 物 | | 経 木 | | 木 毛 | | 割 箸 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 | 工 場 数 |
| 1 | 10 | 4 | 2 | | | | |

(奈良県統計調査事務所)

(注8) しかし桜井の製材業者にとっては、「原木高」を克服するためには、製品販売こそが重要なのであり、従って、共販事業の発展の根拠は薄く、(昭和32年の製品出荷先は、小売店・大口消費者・問屋が多く、市売へは全出荷量の2割程度であった)製品不況の31年の1億3千万円をピークにして、市況回復後、売れない製品が共販に持ち込まれることが多く、従って在庫融資の形をとるようになり、その結果、組合自身が損失を受ける結果になり、以後共販高は漸減してゆく。

のないことは誰しも認めているが、ここで同じ経営による損失をみる場合、市売での原木入手によって生ずる損失の方が軽く、従って立木の方に手を延べる製材業者も少なくなった……」とある。桜井の業者として採算に乗る立木の買付はできなくなり、昭和32年においては、160人の製材業者のうち52人まで素材生産を兼業していたのが、徐々製材加工に純化し、そのため組合員による市売出荷が減少し、組合員の素材生産資金融資金額も昭和28年から着実な増加を示し、昭和30年には1億2,800万円、昭和31年には2億300万円、32年には2億7,400万円と増加したが、昭和33年には7,200万円と

第14表 桜井木協素材市売数量の推移
(Change of the volume of the timber trade by auction)

| 年 度 | 市売回数 | 取 扱 石 数 |
|-------------|------|---------|
| 昭和27年(1952) | 25 | 244,000 |
| 29年(1954) | 42 | 317,106 |
| 31年(1956) | 48 | 412,760 |
| 32年(1957) | 62 | 423,450 |
| 33年(1958) | 72 | 408,137 |

(桜井木協調)

急激に減少した。そして、昭和25年より着実に増してきた市売取扱量も、第14表にみられるように昭和33年には、一時減少を示した。そこで組合は、組合員でない確かな業者に対し、原木市売へ出荷することを条件として、前渡金の措置を講じたり、7月から9月の出荷に対しては、入荷と同時に金額を現金で支払うなどして出荷を促進させ、その結果34年には組合員外の出荷が総売上金額の60%をこえるようになった。そして大手業者の製材純化の過渡期には、一時市売取扱量は減少したが、その後の組合の積極

的な原木集荷対策と製材業者の製材純化の完成(昭和34年、10数人の大手業者が地域全域でコンベアシステムを導入した新設工場を設立)により、桜井木協の原木市売は再び取扱量の著しい増加をみた。さらに昭和32年から35年にかけて、西垣・杉垣・桶辰などの大手業者が製材に純化する一方で市売経営を開始し、組合市売とこれらの3つの市売取扱量は、昭和32年の103,588m³から35年には20,1905m³と一挙に倍増し、製材規模も昭和32年の1工場当たり平均出力数18.8KWから昭和35年には34.7KWと急激な拡大を遂げた。

しかし、この急激な平均規模の拡大は大手業者の製材加工への純化、それによる製材規模の拡大、或いは工場をもたなかった業者の大規模新設工場の設立によってなされたもので第15表に示すように昭和36年のKW階層別の工場数をみても、37.5KWは全工場数の70%以下を占め、平均(36KW)

第15表 階層別工場数(昭和36年)
(Classification of sawmills by their scale in 1961)

| KW 階 層 | 実数 | 比 率 |
|-------------|-----|------|
| ～ 7.5 | 2 | 1.6 |
| 7.5 ～ 22.5 | 46 | 36.8 |
| 22.5 ～ 37.5 | 41 | 32.8 |
| 37.5 ～ 75.0 | 27 | 21.6 |
| 75.0 ～ | 9 | 7.2 |
| | 125 | 100 |

一工場当たり平均KW数36KW

以下の小工場の多い傾向は以前と変わらない。そして大規模層の市売での原木買付競争にさいして、それらの資金力、信用力の格差により、中小規模層の賃換製材化となり、また階層間での生産力の差異、それによる原料材や製品の差異(小規模層ほど樹種としてはヒノキ、材種としては挽角が多い)となって現われた。さらに大規模層は桜井の原木市売からの供給だけでは原木不足となり、他市場の複数の市売との結合を強めたが、原木市の販売形態、すなわち比較的の小口の「極」を単位とする取引のため、原木入手に際して大口に買いつけるという利点が乏しく、大規模化にも限界があった。

36年以降外材が大量に輸入され、製材業者の大口原木入手が可能となり、また高度経済成長に基づく設備投資を主導とする製品の大量需要にささえられて、大規模製材は外材依存へ移行してゆくのであるが、桜井でもこの年以降に大規模層は外材への依存を強め(製材工場への入荷量のうち外材の占める比率は39年の8%から39年の17%に増加)36年以降75.0KW以上層への規模拡大が進んだ。そして、大手製材の外材依存は、原木市売での競争を緩和し、昭和36年以降の規模別工場数をみると、第16表のごとく7.5～22.5KW層への規模拡大が著しく、他面22.5～37.5KW層への集中を示した。

しかし、市売出荷量のその後の停滞と減少によって 22.5~75.0 KW 層への規模拡大は非常に少ない。このことは、規模拡大しているものの、主として国産材を原料とする中規模の製材工場ではそれが頭打ちしている、という状況を示している。

第16表 桜井における製材工場数の動向
(Change of the number of saw mills)

| | 昭和36年 (1961) | 38年 (1963) | 41年 (1966) | 42年 (1967) |
|------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 7.5—22.5 ^{KW} | 46 | 30 | 26 | 22 |
| 22.5—37.5 | 41 | 51 | 55 | 67 |
| 37.5—75.0 | 27 | 25 | 28 | 32 |
| 75.0— | 9 | 16 | 13 | 11 |
| 計 | 123 | 122 | 125 | 132 |

(奈良県統計調査事務所)

さらに、注目すべきは、75.0KW 以上層が昭和36年の9工場から、38年の16工場へと増大したにもかかわらず、その後41年には13工場、42年には11工場と減少していることである。桜井の大手業者による外材依存の経営は、港湾製材との対抗上、外材についても注文生産をおこなうので、生産率はあまり向上しない。しかも原木の品質を選択し、材質の良いものを購入するため原木材が高くなり、外材による大量生産方式、国産材による小口集約加工方式のどちらのメリットも徹底して生かせない状況にある。40年以降の製品需要構造の変化（一般建築用材を中心とする大型流通機構と、一般建築用材の需要にもとづく小口流通機構への分化）にうまく対応できなかった結果であろう。また、国産材を製材する小規模業者にも問題がないわけではない。吉野材を集約加工するところに、これら中小製材の存立基盤があるわけだが、昭和36年以降の市売出荷量の減少、停滞のみならず、吉野材の占めるウェイトの著しい減少をみせている。（昭和36年においては、全入荷量の83.4%を占めていたが、43年には15.3%となった）。

Résumé

Among the many timber markets in Japan, the timber market of Sakurai City in Nara Prefecture is exceptional in many ways. Its development and enlargement have been due to a parallel development in land transport as opposed to the age-old system of rafting, the continued use of which has seemed to restrict the growth of markets (and even to contribute to their downfall in some areas.) The timber dealers and sawmills here have developed independently, and are not controlled by a few large wholesale dealers as in many other areas. This is a primary feature of the Sakurai timber market.

(1) Formerly, logs were supplied to Sakurai from the Tonomine Hills in the same prefecture. Since the middle of the Tokugawa Era (c.17), the forest lands of Tonomine were actually owned privately. Cedar was intensively grown by the local inhabitants. But the lands have been bought mainly by the merchants of Sakurai and adjoining areas, most of whom bought them for its property value.

(2) In the beginning of the Meiji Era (about 1870), there were only four timber merchants in Sakurai. Since about 1900, the market has developed rapidly with timber being brought from the Yoshino or Uda Districts, and thus, the timber dealers have increased. Owing to such prosperity in the timber trade, this area saw the growth of sawmills (contract sawing) and wood-working shops which bought the scrapwood. Thus a solid basis has been built for timber manufacturing and trade in Sakurai.

(3) In Japan after World War II, regional restrictions formerly found in the collecting and distribution of logs have, for the most part, disappeared because roads have been built and improved, leading to competition among many markets. In Sakurai the formation of a timber dealers cooperative has contributed to an increase in the timber trade, and many saw mills (middle- or small-scale) have been established due to marketing by auction by the cooperative.

But the continued growth of the dealers has not progressed so smoothly. Neither have the few large scale saw mills in Sakurai dependent upon foreign lumber been enlarged, due in a large part to disadvantageous transportation costs as compared to other sawmills located closer to the ports.